

Amicus Curiae

リベラル派女性団体を勝訴に導いたもの

岡田 美穂

序章

第 1 章	利益団体と裁判所
第 1 節	働きかけの方法
第 2 節	Amicus Curiae の役割の変化と影響力
第 2 章	女性団体と法的戦略
第 1 節	1980 年代のリベラル派女性団体の活動 Amicus Curiae を使った協力関係
第 2 節	NOW Legal Defense and Education Fund の組織、教育活動
第 3 節	NOW Legal Defense and Education Fund の法実践

終章

序章

2003 年 1 月 22 日、妊娠中絶を初めて女性の権利として認めた Roe 対 Wade 判決¹の 30 周年記念である。凍てつく寒さの中で蠟燭 (Light) を手にした Pro-Choice 派が最高裁判所前で円を作る。私も “Keep Abortion Legal” のプラカードを掲げてこれに加わっていた。その横で、黒い衣装に身を包み「I'm regretting my abortion」の大きなカードを首から下げて並ぶ Pro-Life の人々の姿が、薄気味悪く夕闇の中に浮かび上がる。毎年、ロウ判決を記念にデモが行われる。しかし、判決後 30 年が経った今年も「憲法権利確立の祝い」ではなく、「人工妊娠中絶権利剥奪の動きに注意を呼びかけるもの」になってしまったことは、Pro-Choice 派にとって残念なことだった²。

2003 年の冬の 2 ヶ月間、National Organization for Women (NOW) のインターンを通じ、議員へのロビーイング、大統領候補者のリサーチなども経験したが、私にとって最も印象深かったことは、こういったデモに限らず、裁判所への働きかけが重要視されていたことだ。立法部、行政部が保守化し、Women's Rights の拡大と保持に、司法部の更なる保守化をくい止めることは、現在、リベラル派女性団体の大きな課題である。

利益集団の司法部への働きかけは、行政、立法機関など他の政治部への働きかけと性格を異にするが、同じようにアメリカ政治に、大きな影響を与えている。それでは、司法部への働きかけにはどのような方法があるのだろうか。立法部や行政部への働きかけと明らかに違う方法としては、当事者として訴訟を起こすこと、また Amicus Curiae 陳述書 (法廷の友) という制度を利用し、争点に関する自分たちの見解を裁判所に提出することが挙げられる。この Amicus Curiae という制度は、「訴訟の当事者以外」の意見を裁判に提出することを許可しているのだが、「訴訟の第三者」が裁判に関わることは、英米法の伝統的な考え方である「当事者主義的訴訟構造」の理念に反しているにも関わらず、最高裁判所にも寛容に受け入れており、重要な役割を担っていると考えられ、この制度に注目する意義は大きい。さらに、提出される Amicus Curiae の数は、過去 50 年間に 800%³ の割合で急激に増えており、なぜこのような激増が起こり、何が期待され

ているのか。この論文では、その増加の理由と期待されている役割を明らかにしたい。補足すると、連邦の下級裁判所や州裁判所も社会に大きな影響力を持っているが、その権威の大きさとそれが及ぶ範囲の広さから、この論文では連邦最高裁判所を考察対象にしている。

以上のこと論じながら、Amicus Curiae そのものに限らず、アメリカ最高裁判所の役割についての考察を行い、立法部や行政部への働きかけを含む利益集団政治全体を、体系づけて考察することを期待している。アメリカ政治において重要な役割を担っている Amicus Curiae に注目し、利益集団の司法部への働きかけを論じること、特にリベラル派女性団体の政治活動の中で Amicus Curiae が担っている役割を取り上げる点が、この論文の意義、またオリジナリティーである。

Amicus Curiae の先行研究には Joseph D. Kearney と Thomas W. Merrill の “THE INFLUENCE OF AMICUS CURIAE BRIEFS” がある。これは包括的に膨大な陳述書のデータを研究、考察した数少ないものであるが、この中では訟務局長や州など、ベテラン訴訟参加者のものを除いて、Amicus Curiae の判決への影響力を明示する結果は得られなかった。彼らのデータ内容は、提出された陳述書全ての合計、10 年ごとに分けたもの、度々訴訟に参加する「ベテランアクター」についての統計であるが、例えば、公民権運動、環境政策など、争点ごとに分けた調査がされると、より興味深い結果が得られたのではないのか。さらに、彼らの包括的な研究は貴重であるが、Amicus Curiae に期待される役割を明らかにするには、データに基づく数字だけでは不十分である。争点ごとに、また 1 つの訴訟ごとに見ていかなければならない。例えば、リベラル派女性団体は 1980 年代に社会や裁判所が保守化し、苦戦を強いられた時期においても、それ以前にも増して法廷勝利を収めた。この成功は、法実践における団体間の協力なくしては考えることができない。ここで、女性団体から提出された Amicus Curiae が、1 つにまとまった強力な声として裁判所に印象付ける重要な役割を負ったのだ。また、利益団体がとる Amicus Curiae の戦略が、その意義と効力に影響することは間違いない。単に多くの陳述書を提出するだけでは、反ってその効果を弱めることになるのだ。そのため、Amicus Curiae に判決への影響を期待するならば、質の高い陳述書の作製が必要である。

最後に、Amicus Curiae を提出する団体は、裁判所の判決に影響を及ぼすだけを目的に、陳述書を提出しているのだろうか、ということを考えたい。判決への影響力が不明確であるにも関わらず、これだけの量の陳述書が、そのためだけに提出されているとは考えにくい。Amicus Curiae の活動を公開することより団体の活動内容が明らかになり、その問題に関する人々の知識と関心を高める、社会喚起機能が期待されているのだ。

それでは、次の章において、利益団体の司法部への働きかけの方法を 3 つ提示し、特に Amicus Curiae の制度的な説明とその効力について論じていく。第 2 章では、1980 年代のリベラル派女性団体の活動において、Amicus Curiae がどのような役割を負ってきたのかを考察する。そして最後に、現在でも Amicus Curiae に重要な意義を見出し、女性団体に限らず他の団体と協力して法実践を行っている NOW Legal Defense and Education Fund⁴を取り上げ、ヒップズ判決における Amicus Curiae の活動を、ケーススタディーとして論じていきたい。

第 1 章 利益団体と裁判所

第 1 節 働きかけの方法

利益団体のロビーイングと聞けば、まず立法部や行政部へ対するものが浮かぶだろう。しかし、ここ数十年の間に、司法部に向けてもロビーイングと呼ばれる程の働きかけが行われるようになった。司法過程に働きかける利益団体の活動方法には、メディアや団体のメンバー宛のニュースレターを使い、争点について議論を引き起こすなど、立法部や行政部へのロビーイングとほぼ同じものもある。また、O Connor は、司法部への働きかけを通して、団体の再組織化を目指す目的があると指摘する⁵。例えば、嘆願書にサインを願うダイレクトメールを送り、そこに活動を支援する献金を求める内容を含めることなどがある。一方で、直接ロビーイングを行うという、議員に対しては日常的で代表的な方法は、裁判官に対するものとして好ましい手段ではない。そこで、利益団体が自分たちの主張を裁判所に届けるために、主にとる方法を、3 つここに挙げたい。それらは、

第一に、裁判官の選任過程へのロビーイング。

第二に、自分達の利益に関わる紛争について実際に訴訟を起こすこと。

第三に、「Amicus Curiae ; 法廷の友」と呼ばれる制度である。

第一に挙げた裁判官の選任過程については、憲法第 2 条第 2 節が連邦裁判所の裁判官を大統領が指名し、上院の助言と承認により任命すると規定している。建国の父たちが訴えた連邦裁判官の終身任期という制度は、政治からの独立性を保つ目的で制定されたが、実際、選任された裁判官たちは政治的である⁶。というのも、裁判官の人選は、その判決に大きく影響すると考えられ、裁判官の指名において大統領と上院議員は自分と近いイデオロギーを持つ判事を任命することを望む。この理由から、法曹界、各利益団体、裁判官の候補者になり得る法律家より、大統領と上院への働きかけが行われ、特に大統領にとって政治的に重要な利益団体は、裁判官選任の過程で強く影響を行使するのだ。例えば、1993 年にクリントンが Byron White を最高裁判所の判事に指名しようとした際、女性団体から「女性を判事に」という声が大きく上がった。一方で、宗教保守から大きな支援を受けているジョージ・ウォーカー・ブッシュ大統領が、Pro-life 派の裁判官を任命することは自明であり、事実その「裁判所詰め替え政策」を実行中だ。しかし、極端にリベラルまたは保守派の裁判官の任命は、上院の承認を得る際に困難になる。なぜなら、上院の多数派が大統領と同じ党であっても、少数派がフリバスター⁷の手段をとり、好ましくない裁判官の任命を妨害することができるからだ。

第二の訴訟についてであるが、訴訟の過程に直接参加する、直接事件の代理人として活動するという方法は、財的、人的資源を十分に兼ね備えた団体にとって一般的である。なぜならこの方法が最も有効的に判決に影響するからだ。

裁判所が取り上げる訴訟の数は多くて年間 150 件程度。これは、Certiorari⁸の請願を受けた事件の 4%に留まるため、審議を行う事件の選定は厳しいものになり、必然的に判決が訴訟の当事者だけでなく社会的、政治的変化を引き起こす重大なものとなる⁹。例えば、ロウ判決は全国のほぼ全ての中絶規制法を無効にした。また、アフーマティブアクションをめくったバッキ判決¹⁰では、当初、原告がアフーマティブアクション自体の合憲性を問う問題に発展させる意図がなかったことにも関わらず、連邦最高裁判所において割り当て制を採用しているアフーマティブアクションに違憲の判決が下った。そして、先例拘束性のため、後の裁判に大きく影響する。このように、政治的、社会的変化を起こすという判決の特性から、政治部

や行政部が自分達の関心に非協力的な時にでも、司法部からの後援を求め、社会改革のステップとして裁判に訴える団体が増えたのだ。

さて、第三の Amicus Curiae という制度は、「訴訟の第三者」からの意見を裁判に提出することを許可しているものだ。本来は「裁判所の友」という裁判所を補助する目的であるが、提出される数が過去 50 年間に 800% の割合で急激に増えると共に¹¹、「一方の当事者の友」というような、自分たちの利益関心に有利になる裁判の方向付けを目的とする陳述書が増えている。次の節では、この Amicus Curiae の制度について詳しく述べると共に、その意義と影響力を再考したい。

第 2 節 Amicus Curiae の役割の変化と影響力

Amicus Curiae 陳述書(法廷の友)は、「英米の裁判所において慣行上認められてきた制度であり、当事者(参加人を含む)以外の第三者に事件の処理に有用な意見や資料を提出させ、裁判所を補助せしめるものである」¹²。

陳述書に関する連邦最高裁判所の規則¹³は、今までに改正を受けたが、そのルール自体は現在まで基本的に変わっていない。最近の変更としては、1990 年に Amicus Curiae の参与がなければ考慮されないかもしれない法、事実、状況を伝え、裁判所を補助する目的以外のものは好ましくないという趣旨の訓戒¹⁴が加わったことや、大きな変更としては、1997 年に制定された公開の規定を挙げることができる¹⁵。この規定は、事件の当事者の弁護士が陳述書の製作に関わっている場合に、その公開を義務付けたものである。

Amicus Curiae は、原告と被告のどちらかの支援、または中立という形で提出でき、時にはその提出者が口頭弁論にも加わる。陳述書提出の殆どが事件に参加したいとする自発的なもので、裁判所が補助を求めて委嘱するものの数は少ない。後者の場合を除いて、Amicus Curiae の提出には原則的に事件当事者全員の同意書が必要であるが、しかし同意が得られない場合にも、裁判所に提出許可の申し立てを行うことが可能であり、最近では、提出の申し立てを出す陳述書のうち 80% 以上が認められている¹⁶。

司法積極主義がとられた 60 年代、70 年代以降、司法部に働きかける団体の増加と共に陳述書の数は増えた。そして、数が増加すると共に、その意義が本来のものから変わってきているようである。政府や州、利益団体から提出される Amicus Curiae は、裁判における公正な判断を補助する、という目的以上に、「自分達の意見を裁判所に届ける経済的で効果的な手段」という傾向が見受けられる。実際に訴訟を起こすことに比べれば、膨大な費用などのリスク無し¹⁷で裁判所に自分たちの意見を提出できるという Amicus Curiae の有用性が今日の提出される件数に現れていると言えるだろう。実際に、女性団体は、初期の金銭的にも人材的にも訴訟を起こすことが難しかった時から、この制度を利用している。情報不足などで実際に原告になる女性が少なかった時代には、Amicus Curiae は、女性団体が法廷に働きかける重要な手段だった。

さて、Amicus Curiae の影響が期待されるのは、裁判所が事件を取り上げるかどうか審議する段階及び、取り上げられてから判決までの段階である。しかし、実際にどれだけの影響力を Amicus Curiae は持っているのだろうか。

Kearney と Merrill は 1946 年から 1995 年までの 6000 件を超える最高裁判所の判決についての研究を行い¹⁸、その結果は、訟務局長が提出する Amicus Curiae は、判決に重大な影響力を持っていることを示す一方で、それ以外の Amicus Curiae の影響は僅かであった。また、影響力を持つのは、数の多

さに関係なく、陳述書の内容が当事者の趣意書の繰り返しではない、新しい法的な争点を提出するか、または Brandies Brief¹⁹のような役割を果たす場合であると考察する²⁰。

訟務局長は司法省の重要メンバーで、司法長官の下に位置し、これを補佐し、必要な場合には代理する。合衆国が当事者である訴訟、及び合衆国が関心を持つものについては合衆国を代表し、自ら口頭弁論に当たることもある²¹。裁判官からの信望も厚く、法律についての客観的な意見の持ち主として 10 人目の裁判官と呼ばれる程だ²²。法廷において判決の執行機関である政府の代弁者たるだけでなく、国民の意見の指針として認識されることもあり、これらを考慮すれば、裁判所が訟務局長の陳述書に特別の注意を払うことは、必然的である。また、訟務局長は Amicus Curiae だけでなく、訴訟の当事者としてもその豊富な経験や裁判官からの信頼により、訴訟を有利に進める機会が多い。

ところで、訟務局長から以外の Amicus Curiae の影響力を明確に示す結果や、数の多さと影響力に関係がないにもかかわらず、なぜ利益団体から提出される陳述書が急激に増えたのだろうか。

考えられる理由としては、第一に、訴訟の重要性の高まりが指摘できる。連邦の下級裁判所と州裁判所での訴訟件数が増加傾向にあるにも関わらず、最高裁判所が扱う件数がむしろ減少していることは²³、訴訟 1 件の重要性を高め、また、その事件に関与したいと考える団体を増やし、結果的に陳述書提出の増加を招いていると考察できる。第二に、原告と被告から提出される陳述書が影響力を相殺し合うために、その影響力が明確にされない一方で、数の増加が起こっていると考察する。なぜなら、裁判ごとの原告と被告から提出される陳述書の数の差は、ほとんどなく(3 か 4 以下)²⁴、さらに、どちらかが新しい法解釈、争点、社会状況のデータを示しても、相手側の陳述書の内容がそれに相反するデータ、意見を提出することが大いに有るからだ。言い換えると、相手方の Amicus Curiae の効力を妨害する意図で、利益団体同士の陳述書提出合戦が行われているのである。

陳述書を提出する際、提出者同士の調整の手腕にも影響力は依拠する。例えばウェブスター判決では、Pro-Life 派(原告)は、できるかぎり多数の陳述書を提出することを策略とし、その合計は 46 に上った。一方 Pro-Choice 派は数こそ及ばないが、個々の内容の重複を極力避け、質の高い陳述書を提出した結果、当事者が包括しきれなかった争点を補う重要な役割を Amicus Curiae が負うこととなった²⁵。

Amicus Curiae の直接的な判決への影響以外に、期待されている働きも重要だ。例えば、団体メンバーへの影響力である。陳述書の提出は、会員達に団体が活動をしていることの明示になるだけでなく、ホームページなどに文面を掲載し、争点に対するメンバーの意識、知識を高める作用があり、これを意図する陳述書の増加が考えられるのだ²⁶。加えて、メンバー以外の外部に対する活動の表示は、特に寄付を望む団体にとっては、活動の実績を示す重要な役割を果たし、これが Amicus Curiae を提出する重要な動機になる。

残念ながら、Kearney と Merrill の研究は、一般的な Amicus Curiae が、判決に直接的に重大な影響を持っているという研究結果を明示することはできなかった。しかし、その影響が全くないとは言いきれない。なぜなら、個々の裁判官によって Amicus Curiae への認識は異なり²⁷、実際に受ける影響は測りかねるからだ。また、裁判官に馴染みのない争点については、専門的または一般的な意見として Amicus Curiae の重要性は高まる。他方で、利益団体の Amicus Curiae を利用する戦略は、それが裁判所への影響力を保つことができるかどうかの決め手になるだろう。陳述書に質の高い内容を持たせ、ただの「陳述書の提出合戦」に陥らないことが、今後の課題である²⁸。

さらに、利益団体が陳述書を提出する動機として、判決への直接的な影響だけを捉えることは不十分である。Amicus Curiae を提出することによって得られる、教育、広報活動などの社会喚起機能が、重要な役割を期待されていることに留意したい。

では、次の章からは、法実践によりその政策目標の達成を目指してきたリベラル派の女性団体の活動を 1980 年代中心に考察し、それから、NOW Legal Defense and Education Fund の活動を取り上げたいと思う。

第 2 章 女性団体と法的戦略

第 1 節 1980 年代のリベラル派女性団体の活動 Amicus Curiae を使った協力関係

1960 年代に勃興した第二次女性運動は、70 年代に入ると、男女平等憲法修正案 (ERA) の州批准を目指し、その伝統的な選挙民的ロビー活動だけでなく、ロビーイストを雇い入れ、直接的ロビー活動を展開した²⁹。また、期を同じくして、法的戦略に重点をおく団体も多く作られるようになる。利益団体の活動としては国レベル、州レベルの立法部に働きかけ、その政策目標に合った立法を求めることやグラスルーツの活動が一般的だが、女性団体の掲げる人工中絶権利や平等な賃金は議論を撒きたくて、州ごとの足並みも揃えにくく、連邦裁判所、特に全国に影響力をもつ最高裁判所の判決に助けを求めることが、改革の手段として有効的且つ能率的であった³⁰。

実際に女性団体が目的の達成手段として訴訟を始めた時期は、1940 年あたりまで遡ることができ³¹、テスト・ケースと呼ばれる訴訟を戦略的に行っていた。テスト・ケースは、政策目標のために法の合憲性を問う訴訟を起こし、裁判所が今まで気付いてこなかった問題を喚起するものである。しかし、National Organization for Women (NOW) が積極的に司法部への活動を始めたのが、女性団体で初の弁護基金を設立してからであるように、司法部への活動が勢いを増したのは 70 年代だ。70 年代の裁判所及び政府は、女性の権利主張に好意的であり、女性の権利に関わる訴訟は、1969 年から 1980 年の間 63 件あり、そのうちの勝訴が 58%³²であった。前章で述べたように最高裁判所の判決に大きな影響力を持っている訟務長官も、カーター政権時は女性の権利を弁護する側に立ち、女性の権利を主張する団体にとって、法廷は有利な活動場所であった。

しかし、レーガン政権の誕生と共に、政府は女性運動に敵対する政策をとる。裁判所においても、保守的なレーンキストの首席裁判官昇格、オコナー、スカリア、ケネディー裁判官の任命と、保守化が進み、女性運動の目的に反する判決を下すと危惧された。この法廷下で積極的優遇措置を規制する判決が出されていったが、女性団体は 80 年代も 70 年代と変わらず、むしろそれ以上に訴訟において勝利を収める。これには女性団体の積極的な訴訟への関与、また女性団体同士の協力が理由として挙げられる。

1981 年から 1990 年の間に争われた女性の権利に関する 42 件の訴訟のうち、79%の割合で少なくとも 1 つの女性団体が、直接に事件の代理人として、もしくは Amicus Curiae として参加している。そして、42 件の判決の 72%において、裁判所は女性の権利を支持した。女性団体は、志を同じにする団体が参加する訴訟に、Amicus Curiae を積極的に提出し、裁判所に 1 つにまとめた強力な声として印象づけたのだった。George と Epstein の研究によると、女性団体の協力関係は 70 年代よりも 80 年代の方がさらに強化されていたことを示す³³。また必然的に、80 年代には各女性団体に関わる訴訟の件数や、1 つの訴訟が受ける女性団体からの陳述書数が増えている。

ところで、ERA 成立に猛反対が起こった立法部への働きかけに比べて、法廷での女性団体に対する反対派勢力は比較的緩やかなものだったと言えるが、この 80 年代の法廷での勝利は、決して容易いものではなかった。80 年代に入り、保守派の利益団体も法的戦略を行使するようになったことや、レーガン政権の訟務長官が、女性団体と反対の立場から訴訟に直接、もしくは Amicus Curiae の形をとって参戦したことは、女性団体の立場を不利にした。例えば、アクロン判決³⁴において、連邦の問題が議論されていなかったことにも関わらず、初めて連邦政府の Amicus Curiae が Pro-Life の立場から提出された³⁵。しかし、興味深いことは、前章で見たように、勝訴率を引き上げた訟務長官の陳述書³⁶が、女性団体の敵方について提出されると、その勝率が約 30%にまで落ち込み、反対に、女性団体側について提出された場合は、全て勝訴であったことだ。80 年代に訴訟に加わるようになった女性団体も増えたが、単に数が増えたこと以上に、女性団体同士の協力や、各団体がより積極的に訴訟に参加したことが、訟務長官にも勝る成果をあげたと言える。また、1982 年 ERA の成立に失敗し、消滅してしまっただけでなくとも言われた女性運動は、80 年代に団体の会員数、資金の両面で大きく成長していた。例えば、1977 年から 1982 年にかけて NOW の会員数は 4 万人増え、22 万人になっていたが、1982 年の中間選挙の活動を通して、さらに 25 万人に増えた。また、予算に関しても 1977 年の 50 万ドルから 1982 年には 130 万ドルにまで増加した³⁷。加えて活発だったのは、以上に述べた司法部への働きかけだけではない。NOW は 1982 年の中間選挙において、その Political Action Committee (PAC) を通し、約 50 万ドルの資金提供を 109 人の連邦議員候補に対して、そして州レベルの候補者に、約 100 万ドルの資金提供を行った³⁸。その他にも、Women's Campaign Fund (女性候補者選挙キャンペーン基金) と the National Women's Political Caucus (全米女性政治幹部会) は、資金を集めるだけでなく、女性候補者を訓練し、その数は 80 年代を通して、1992 年の大統領選挙までに 500 人に上った³⁹。1992 年選挙における女性候補者の快挙は、クラレンス・トーマス裁判官の任命に反感を持った女性たちの投票の効果だと言われるが、このような女性団体の 80 年代の積み重ねが基盤にあることは間違いない。

このように、Amicus Curiae の提出などによる団体同士の協力の結果、1980 年代にピークを迎えたと考えられているフェミニズムの法実践であるが、90 年代には他のマイノリティー運動との連携や、関わる訴訟の争点の広範囲化が起こっている。次の節からは、NOW Legal and Defense Fund の活動を取り上げ、現在の女性団体の司法部への働きかけと、そこにおける問題を考察したい。

第 2 節 NOW Legal Defense and Education Fund の組織、教育活動

1971 年、NOW⁴⁰のメンバーの中から、法廷の場において性差別の排除を目指す女性たちによって NOW Legal Defense and Education Fund (NOW LDEF; NOW 弁護教育基金) が創られた。創設のメンバーは Betty Friedan を初め、Ellie Smeal、Marilyn Hall Patel、Ruth Bader Ginsburg など、有能な人々ばかりだったが、資金はほとんどないのが現状だった。

利益団体は、働きかけを行う対象によって、最も有効な手段を選ぶことから、必然的に組織の形態も変わってくる。姉妹団体の NOW と NOW LDEF でも、その目的、理事会、プロジェクト、また、税制上の優遇措置が違う。NOW の税制優遇措置は 501(c)(4)⁴¹の所得税の免除という優遇だけであり、他方、NOW LDEF は、501(c)(3)⁴²の寄付金控除対象だ。弁護教育基金は膨大な訴訟費用が必要なため、501(c)(4)よりも活動に制約はかかるが、より多くの、また大口の寄付が集まりやすい 501(c)(3)の優遇措置を受けた方が有利なのである⁴³。

1980 年代の NOW LDEF のスタッフ数は 43 人、そのうち 5 人が弁護士、予算は約 200 万ドルであったが、90 年代後半には予算が約 300 万ドル、2000 年以降は、予算が 600 万ドル前後、スタッフ数も増加している。これは、1999 年、ワシントン事務所に「移民女性プログラム」を発足させたことも関係していると思われるが、他の活動も活発化している。例えば、法廷での活動予算が 1990 年代に 40 万ドル以下に下がったこともあったが、2001 年予算では、それが 80 万ドルに増えている⁴⁴。2001 年報告書によると、スタッフ数は 54 人。内訳は幹部スタッフ 4 人、開発スタッフ 6 人、ファイナンス 5 人、法律スタッフ 21 人、コミュニケーション 4 人、司法教育スタッフ 6 人、政策メディア 4 人、公共政策 4 人であり、やはり法律家スタッフの増加が目立つ。

NOW LDEF は、教育活動にも力を入れており、司法教育スタッフが存在するのもこのためだ。NOW LDEF の司法教育プログラムは、これまで法の世界が男性社会であったために、法における女性の視点が欠如している問題を是正しようと努めている。例えば、従来のレイプ法は男性の視点から作られたものであり、多くの場合、その被害者になる女性の保護という観点からは十分なものではなかった。その上、裁判官を性的バイアスから解き放たない限りは、公正な判決が下されることはない。そこで NOW LDEF は、全米司法教育プログラム⁴⁵を 1980 年から実行し、「裁判官でも性的バイアスを持っている」という観点から、法廷での男女の平等を求めて活動している。このプログラムは、裁判官また検察官としての任務に大きく影響する、性的暴行事件についての犯罪者、被害者、陪審員、専門家、公認調査官についての情報を提供するものである。

第 3 節 NOW Legal Defense and Education Fund の法実践

第 2 章 1 節で言及したテスト・ケース訴訟は、現在でも主要な活動手段であり、NOW LDEF は特に先例を形成するものや、影響が広く作用する事件を選び⁴⁶、第一審レベルから裁判に関わって、争点を形成することに積極的だ。また、ACLU Women's Right Project、Women's Legal Defense Fund (WLDF)、Equal Rights Advocate (ERA) などと協力関係にあり、女性の権利に関係する主だった訴訟には、Amicus Curiae として参加してきた。例えば、2000 年 10 月から翌年 5 月までの開廷期間に、NOW LDEF が関わった最高裁判所での訴訟件数は 7 件である。そのうち他の女性団体と共に陳述書を提出したものは 1 件だけだが、ACLU と直接に共同弁護にあたった訴訟が 1 件、陳述書の共同弁護士を ACLU と務めたものが 1 件、その他 4 件において、Lambda Legal Defense and Education Fund、People for the American Way、ACLU などの、公民権団体と共に陳述書を提出した⁴⁷。

NOW LDEF は Amicus Curiae の提出を、静かだが重要な活動の一部だと位置づけている。上級の裁判所で答弁を行う弁護士でも、全員が玄人ではなく、まして女性問題に詳しいとは限らない。このような場合に Amicus Curiae として、裁判の議論の中にジェンダーに関する問題の専門的な考えを含め、また当事者を弁護しきれていない部分の補足を行っているのだ⁴⁸。

例えば、2003 年 5 月に判決が出されたネバダ州人事部対ヒップズ判決⁴⁹において、NOW LDEF はアリス・ケスラー＝ハリス⁵⁰他、多数の女性史研究者と共に Amicus Curiae を提出している。このケースは 1993 年に施行された Family and Medical Leave Act (FMLA) という、「家族の世話は女性の役目である」というステレオタイプを修正することに取り組む目的で制定された連邦法を、州職員へ適用する際の合憲性を問う裁判であった。FMLA が施行されるまでは、育児休暇などの介護休暇を女性だけに認める慣行により、雇用の面で女性が差別され、他方で、男性から介護休暇を選択する機会を奪っていた。このよう

な点から FMLA は、止むに止まれぬ家庭の理由からの休職を、性別に関係なく可能にすることで、男女両方に対する職場での差別を解消することが期待されている。

もちろん、NOW LDEF は、ヒップズ判決において、FMLA が州職員に適用されることを主張した。連邦議会の法律が州の権限を超えて、州職員に適用されるためには、職場における女性差別が、単に存在していたことを示すだけでなく、FMLA が「違憲な行為を回避するために、合憲な行動を禁止する予防的な法律になる」ことができるほど、男女の区別に基づいた州の差別が深刻であることを証明することが重要であった。そこで、ヒップズ判決の Amicus Curiae として NOW LDEF は、様々なデータを用いながら、

- ・ 歴史的に、州が介護休暇制度の適用方針において男女差別を行ってきたこと。
- ・ 歴史的に州が、立法や、「男性は仕事、女は家庭」というステレオタイプに基づいて男女に仕事を割り当てることを強要することで、男女差別を行ってきたこと。

を、証明している。このようにして、NOW LDEF は、州の権限を連邦議会が越えるに差し支えないほどに、州による男女差別が横行していたことを強調し、被告側の主張をサポートした。

最高裁判所は、6 対 3 で第二巡回区控訴裁判所の判決を支持し、FMLA の州職員への適用に合憲の判決を下した。判決文はレーンキスト首席裁判官が担当している。判決文の中には、NOW LDEF が提出した資料と同じものを取り上げていることや、介護休暇制度の適用が男女差別的であることは、男女の役割についての伝統的な偏見を永続させることなど、同じ議論に基づいている点を確認できる。また、この陳述書の共同作成に携わった NOW LDEF の弁護士 Wendy Weiser は、陳述書作成にあたって、「私たちは、不十分な州の介護休暇制度についての情報を集めるために、多大な労力を費やし、それが報われた⁵¹。とコメントしている。

ヒップズ判決は、職場での差別に対抗する女性にとっての勝利であると同時に、連邦レベルに訴え、全国的な権利獲得を行ってきた女性権利運動や、公民権運動にとって重要な、フェデラリズムの問題と密接に関係している。第 14 憲法修正第 5 節によって、連邦議会は個人の権利を守るため、州の権限を越えることができる。しかし、これまでの判決によって、連邦議会の権限を制限してきたレーンキスト・コートにとっては、こういった連邦法によって州が起訴の対象となることを「州権への侵入だ」と捉える傾向がある。NOW LDEF は、モリソン判決²に見られるような、裁判所のフェデラリスト的な傾向を危惧し、フェデラリズムに対抗するプロジェクトも立ち上げている⁵³。このような裁判所が、FMLA の適用を州職員へ認めた判決は、リベラル派女性団体にとって嬉しい「驚き」であり、メディアにも皮肉を込められながら「驚き」だと報道されている⁵⁴。

しかし、今後の裁判所がフェデラリズムの問題に関してどのような立場をとっていくのかは不明である。この不透明性のため、NOW LDEF が毎年最高裁判所の開期前に、女性や公民権に係る訴訟について、意見を表明するプレス・ブリーフィングにおいて、どのような意見を表明するかが、NOW LDEF にとって難しい問題になった。女性の権利に関する訴訟についてプレス・ブリーフィングを行う団体は、NOW LDEF のみであるが、こういったメディア活動は社会喚起機能を持ち、人々の知識と関心を高める目的がある。

プレス・ブリーフィングに加えて、NOW LDEF は、ホームページ上で関わった訴訟の判決文、Amicus Curiae の文面を公開し、ニュースレターなどで判決についてのバックグラウンドや判決の意義、NOW LDEF としての意見、実際に Amicus Curiae 作成に携った法律家の声を、メンバーや外部に伝え、

Amicus Curiae の活動を公にしている。このようにして、Amicus Curiae の活動は、NOW LDEF の関心事についての教育機能、社会の注意を引く役割を負っている。

現在のフェミニズムにおいて重要な関心事は、法実践と法理論の乖離あるいは矛盾の問題であろう。これまでフェミニズムの法理論は法実践（裁判、立法、法教育、社会運動）と表裏をなして構築されてきた⁵⁵。しかし、80 年代あたりからの争点の複雑化に伴い、個別事件における勝訴が長いスパンで見ると女性の地位向上への障害になる可能性⁵⁶や、「女性と男性の同質論と異質論」の衝突など、フェミニズムの多様性が内部分裂の恐れを秘めるようになったのだ。けれども振り返れば、女性団体の法実践の成功には、Amicus Curiae の提出などにより、そこに内在する異質性を乗り越え、相互の協力を引き出したことが大きく貢献している。リベラル派女性団体の掲げる政策目標に反対する保守派の法廷での応戦も拡大している中、将来的に女性の権利を保護拡大していくには、内部分裂を避け、団体同士の協力、また司法部、行政部、立法部への包括的で戦略的な活動が必要である。

終章

アメリカ合衆国最高裁判所は、その権威から、世界で最も力のある裁判所と言われている⁵⁷。公民権運動、女性の Reproductive Rights をめぐる紛争では、それぞれ、ブラウン判決（1954,1955）⁵⁸、ロウ判決（1973）が社会変革を起こしたと考えることが一般的だ。しかし、最高裁判所の判決それ自体で、社会に大きな変革をもたらすことが本当にできるのだろうか。ハミルトンの言葉どおり、建国当時は、「その職能の性格上、憲法の認める政治的権利にとって最も危険の少ないもの」⁵⁹として創設された司法部が、マーベリー対マディソン判決によって「法令審査権」の権限を持つようになり、また連邦と州政府の関係をめぐり、連邦議会の力が拡大すると共に最高裁判所の力も大きくなった。しかし、McCloskey が指摘するように、裁判所は世論から全く懸け離れた判決を下しても、大きな変化を産みだすことはできない。それは、ゆっくりと変化を起こすことで影響力を持ち⁶⁰、またこのことが他の任期の限られた政府組織と司法部の大きな違いであり強みでもあるのだ。ロウ判決を勝ち取っても、州レベルで保守派の強硬な反撃を受けたりベラル派の女性団体が 70 年代に学んだように、裁判所の判決は、社会変革を起こす 1 つのステップであって、そのみの達成に甘んじてはならない。なぜなら、憲法争点の最終的な決定者は最高裁判所であるが、いざ政策の過程、また執行において、その決定権は大統領、議会、利益団体、政党、選挙民、州議員たちの手に委ねられるのだ⁶¹。また、司法部への頼りすぎは民主主義の減退をまねく。より民主主義的な議会、行政部への働きかけを怠れば、グラスルーツでの活動が下火になってしまうからだ。

Amicus Curiae の法廷意見に及ばず影響力を数字で表すことは難しかったが、最高裁判所が政治的な機関である限り、Amicus Curiae に影響力を期待することはできる。例えば、リベラル派の女性団体が 80 年代に法廷で勝ち取った勝訴に、Amicus Curiae の影響力があったことは否定できず、さらに個々の訴訟によっては法廷意見に陳述書の内容が引用されていることもあるのだ。一方、利益団体の戦略がその意義と効力に影響することを忘れてはならない。あまりに多数の陳述書は、「ロビーイング」という悪い印象を裁判官に与え、反ってその影響力を抹消しかねない。今日、多くの団体が Amicus Curiae の様々な効果に期待し、陳述書の提出を行っているが、判決に社会変革を期待するならば、Amicus Curiae の本来の目的を考慮に入れた戦略が必要である。

また、Amicus Curiae を提出する利益団体が、その活動を公開することによって、教育機能、社会喚起機能を得ていることを忘れてはならない。裁判官へのロビーイングではなく、社会を教育し、社会の関心を高めるといふ、社会へのロビーイング機能を持っていることは、他の政治部より、民主主義的な要素の少ない司法部への働きかけにおいて、Amicus Curiae が、最も民主主義的な活動の一端を担っていると言えるだろう。

以上、述べてきたように、司法部への働きかけ限らず、社会に対して、Amicus Curiae の活動は大きな意義を持っている。そして、独立性の強い司法部への働きかけも、裁判官の任命過程や、判決の執行などにおいて、他の政治部への働きかけと密接に関係していることを確認して、議論を終えたい。

¹ 410 U.S. 113 (1973)

² Monica Martinez, NOW Fights Back Against New Abortion Rights Threats, National NOW Times Spring 2003

³ Kearney Joseph D. and Merrill Thomas W., The Influence of Amicus Curiae Briefs On the Supreme Court, University of Pennsylvania Law Review Vol. 148: 743 2000 p.749

⁴ <http://www.nowldef.org>

⁵ O' Connor Karen "Lobbying the Justices or Lobbying for Justice?" The Interest Group Connection Electioneering, Lobbying, and Policymaking in Washington, 1998 New Jersey p.286

NOWのインターン中、FCC(連邦通信委員会)委員長や、司法長官、また上院の司法委員長宛ての請願書を扱った。

⁶ Morrison Alan and Katzmann Robert A. The Interest Group Connection Electioneering, Lobbying, and Policymaking in Washington, 1998 New Jersey p.318

⁷ Filibuster: A technique that allows a senator to speak against a bill, or talk about nothing at all, just to "hold the floor" and prevent the Senate from moving forward with a vote. He or she may yield to other like-minded senators, so that the marathon debate can continue for hours or even days. Berman Larry and Murphy Bruce Allen, Approaching Democracy Prentice Hall, New Jersey, 2003 p.607

⁸ Certiorari: 裁量上訴(受理状)上訴を受けた裁判所がその審議を行うか判断する裁判。(最近の法改正で最高裁判所への上訴が実質上全てこれになった。) 田中英夫『Basic 英米法辞典』東京大学出版、1993年

⁹ O' Connor 1998, 前掲書、p.277

また、最高裁判所の規則 10 には、最高裁判所で裁判を行う事件の選定におけるガイドラインが記されている。

¹⁰ 438 U.S. 265 (1978)

¹¹ Kearney Joseph D. and Merrill Thomas W., The Influence of Amicus Curiae Briefs On the Supreme Court, University of Pennsylvania Law Review Vol. 148: 743 2000 p.749

¹² 伊藤正巳「Amicus Curiae について」『裁判と法(上)』菊井先生献呈論集、p.133

¹³ Sup. CT. R. 37 Brief for an Amicus Curiae

¹⁴ Sup. CT. R. 37.1, 493 U.S. 1099, 1145-47(1989)

量の増加が著しく、司法の運用に支障をきたすため、陳述書の提出数を規制しようという意見もあるが、提出の申し立て書が出される陳述書のうち、大部分が裁判所に受け入れられることが示すように、最高裁判所では、できる限りの Amicus を取り入れようとしているのがわかる。

¹⁵ Sup. CT. R. 37.6, Jerald A. Jacobs, Kelvin J. Landy The Supreme Court's New Rule on Amicus, Association Management April 1997 p.87

¹⁶ Brendan Koerner, Do judges Read Amicus Curiae Brief? 2003 Microsoft Corporation Slate Magazine 2003 Apr 01

¹⁷ Amicus の提出には、大体何千ドルから何万ドル程度準備にかかるが、実際の訴訟費用に比べれば高くはない。Baum Lawrence The Supreme Court seventh edition CQ press Washington DC, 2001 p.92

¹⁸ これまで、個々の訴訟ごとに考察は行われてきたが、包括的に Amicus の参加パターンと判決への影響を調査したデータは少ない。

¹⁹ 事件の背景となっている事実データを多く記した陳述書は、一般に Brandies Brief と呼ばれる。田中英夫『英米法総論(上)』東京大学出版、1980年、p.315

²⁰ Kearney and Merrill 2000, 前掲書、p.816

21 田中英夫編集代表『英米法辞典』東京大学出版会、1991年、p.791

22 Baum, 2001, 前掲書、p.99

23 Baum, 2001, 前掲書、pp.118-121

24 Kearney and Merrill 2000, 前掲書、p.822の表より

25 ACLUとPlanned Parenthoodを代表して、ウェブスターで提出された Amicus Curiae の団体間の調整を行った Kathryn Kolbert は、公的な資金を受け取っている医師に人工中絶を勧めたり、その相談に応じたりすることを禁止した規制の争訟性を失わせたのは、Amicus Curiae の影響力だと主張する。また、ロウ判決を覆しそうだった最高裁判所を思いとどめたのも、一部は Amicus の働きだとする。Kolbert Kathryn The Webster Amicus Curiae Briefs: Perspectives on the Abortion Controversy and the Role of the Supreme Court, Introduction: Did the Amici Effort Make a Difference? American Journal of Law & Medicine Vol. 15 Number 2 & 3 1989 p.161

法廷意見に Amicus を活かすには、当事者との調整が重要である。しかし、これは裁判所にとっては公正な裁判を目指す目的の為に大きな問題関心になり、その表れが 1997 年の Amicus についての規定の改正につながったと言える。

26 Kearney and Merrill 2000, 前掲書、p.819

27 ブラック裁判官は、判決の中で Amicus の価値を積極的に評価している。346 U.S. 947 (1954)

28 American Bar Association は、その関係する争点を問題にする裁判全てに Amicus Curiae を提出するのではなく、選りすぐる、とコメントしている。実際、それが提出した陳述書の数、1990年から1996年の間、36書に留まっている。ABA is a Cautious amicus Anonymous ABA Journal Chicago Nov 1996 vol. 82 pg 48, 1 pg

29 進藤久美子『ジェンダー・ポリティクス 変革期のアメリカの政治と女性』新評論、1997年、p.105

30 O' Connor Karen No Neutral Ground? Westview Press 1996 p.42

31 O' Connor 1996, 前掲書、p.39

例えば、Planned Parenthood は、カトリックの色濃いコネチカットの避妊具の使用、売買、それに関わる情報の伝達を犯罪化する州法を、立法部に訴え改正することに失敗した後、1940年ごろには、ACLUの弁護士の助けを受け、その州法を無効にする目的で裁判を起こした。(Tileston v. Ulman, 1943)

32 George Tracey E. and Epstein Lee Women's rights litigation in the 1980s: more of the same? Judicature Vol.74, 6 April-May, 1991 p.314

33 George and Epstein 前掲書、p.317-319 Epstein 達は、the American Civil Liberties Union, the Center for constitutional Rights, National Organization for Women, the Women's Equity Action League, the Women's Legal Defense Fund の協力関係を調べた。団体が他の団体が参加している訴訟に、どれくらいの割合で参加しているのか数値を出し、70年代と80年代を表にまとめた。増減の変化は、メディアン約10%、平均が約20%といえる。

補足であるが、女性団体同士の Amicus での協力以外に、彼女たちは American Bar Association (ABA) から Amicus の提出により支援を受けることもあった。ABA はリベラル化の傾向があるが、70年代その支持を受けた主張は「急進的でない」というお墨付きになり、裁判で女性団体の主張をサポートした。

34 Akron v. Akron Center for Reproductive Health (462 U.S. 416, 1983)

35 O' Connor 1996, 前掲書、p.97

36 Merrill の研究では、原告の平均的な勝訴率は約60%であるが、訟務長官が原告側を支持する時、原告勝訴の割合が約17%多くなり、また被告側についての場合、全体で約26%被告側の勝訴を高めた。Kearney and Merrill 2000, 前掲書、p.803

37 進藤久美子 1997年、前掲書、p.238

38 Dom Bonafede, Women's Movement Broadens the Scope Of Its Role in American Politics National Journal Dec. 11 1982

39 Apple R.W. Steady Local Gains by Women Fuel More Runs for High Office New York Times May 24, 1992 pg. E1

40 ラディカルな団体と見なされ、寄付を集めることにも苦心した。実際、そのリベラルさはより保守的なメンバーが離脱し、WEAL などの団体を別に作ったことから窺える。NOW が精力的に訴訟に関わるようになったのは、基金で弁護士をフルタイムで雇い始めてからであり、その後もパートタイムやボランティア弁護士に頼っていたが、彼女たちは活動に集中できないことに不満を持っていた。

41 ロビーイングや PAC の組織は許される。

42 議会でのロビーイングには大きな制約がかかるが、弁護教育基金は、元来その目的を持ち合わせていない。

43 利益団体が併設するのは、このような弁護教育基金だけでなく、PAC (Political Action Committee) と呼ばれる政治活動委員会が、選挙活動、主に政治献金を目的として併設されることが多い。1974年の選挙資金改革法案は、企業や団体からの政治献金を規制する一方で、PACを通じた政治献金は認められていたため、PACはその数を増やした。

44 O'Connor Karen and Epstein Lee, Public interest law groups: institutional profiles New York : Greenwood Press, 1989 P151 NOW LDEF Annual report 1998, 2000, 2001 司法省の The Violence Against Women Office から NOW LDEF の National Judicial Education Program に 2001年 100万ドル支給された。

⁴⁵ The National Judicial Education Program. このプログラムは、創設の際に司法省の資金的援助を受けている。

⁴⁶ 保険と年金、家族法、雇用（昇進、賃金平等含む）また積極優遇措置の問題を扱うことに積極的。

⁴⁷ 2000年から2001年にかけてNOW LDEFが関わった最高裁判所の訴訟

- ・ Tuan Anh Nguyen v. Immigration And Naturalization Services (Eliminating Outdated Stereotypes) 533 U. S. 53 (2001)
- ・ University of Alabama v. Patricia Garrett and Milton Ash (Enforcing Civil Rights Laws) 531 U. S. 356 (2001)
- ・ Solid Waste Agency v. United States Army Corps of Engineers (Retaining Federal Legislative Power) 531 U. S. 159 (2001)
- ・ Legal Services Corporation and United States of America v. Carmen Velazquez (Securing Adequate Legal Representation) 531 U. S. 533 (2001)
- ・ Ferguson v. City of Charleston, South Carolina (Safeguarding The rights Of Pregnant Women) 532 U. S. 67 (2001)
- ・ Circuit City Stores, INC. v. Saint Clair Adams (Policing Mandatory Arbitration) 532 U. S. 105 (2001)
- ・ Brentwood Academy v. Tennessee Secondary School Athletic Association (Eliminating Discrimination In Athletics) 531 U. S. 288 (2001)

www.nowldef.org と、裁判所に提出された Brief より。

⁴⁸ NOW Legal Defense Education Fund 2001 Annual Report p.13

⁴⁹ Nevada Department of Human Resources v. Hibbs (2003, 538 U.S. 721)

⁵⁰ ケスラー = ハリスは 1986 年 2 月に判決が下った EEOC 対シアーズ・ローバック社裁判(628 F. Supp. 1264)において、EEOC 側に立ち、シアーズの一般の販売員よりも給料の高い委託販売員における女性の割合が低いのは、シアーズの雇用における差別的な基準のせいだと法廷で議論した。判決は、シアーズ側の勝利であった。この裁判は、フェミニストの中で、男女同質論と異質論を唱える 2 つの立場を反映している。また、NOWLDEF の理事を務めていた法律家が、EEOC の弁護士としてシアーズを調査担当していた。(839 F.2d 302, 1988)

⁵¹ Amicus の共同制作に当たったのは、Isabelle Katz Pinzer, Simpson Thacher & Bartlett である。(In Brief, NOW Legal Defense and Education Fund's Newsletter July 2003)

⁵² U.S. v. Morrison 107 S. Ct. 683 (1987)

⁵³ 女性の権利には一見関係ないような、アメリカに特徴的なフェデラリズムの問題は、女性の権利にどのような関わりがあるのか。

NOW LDEF は、1990 年から 1994 年まで Violence Against Women Act (VAWA) を制定することを基金の優先事項として全国的な連合をつくり、1000 人もの会員を先導して立法部に働きかけを行ってきた。VAWA は制定されたが、最高裁判は U.S. v. Morrison (107 S. Ct. 683, 1987) 事件において、VAWA の「性的暴行の被害者に加害者を訴えることを可能にした救済策」に違憲判決を下した。法廷意見を書いたレーンキスト首席裁判官は憲法の連邦議会の力を狭く解釈し、「この立法は、連邦議会の権力を超越している」と判断したのだった。女性団体は最高裁判所は人々の権利よりも、州の権利を優先していると憤慨した。なぜなら、連邦議会の権限が弱くなり、性差別の内容を含む州法を連邦法で規制できなくては、連邦レベルに訴え、全国的な権利獲得を行ってきた女性権利運動や、公民権運動の 40 年間にわたる成果を阻害するものであるからだ。従って、NOWLDEF はフェデラリズムに対抗するプロジェクトを立ち上げ (Project on Federalism)、この風潮を阻止できる裁判官の任命を求めるロビーイング、さらに直接的に女性問題と関係ないフェデラリズムに関わる裁判にも参加している。

⁵⁴ Michael Kinsley, Rehnquist's Surprise, Washington Post, May 30, 2003 P. A23

⁵⁵ 神長百合子「フェミニズムによる方実践」『アメリカ法』1998[2]、日米法学会、pp.180-181

⁵⁶ 例えば California Federal Savings and Loan Association v. Guerra 事件がある。この訴訟において、NOW LDEF は他の女性団体と意見を異にしている。なぜなら、職場において「保護」を求める女性団体に対して、NOW LDEF は、そういった男女差別的な制度は、長いスパンで見た際に、女性の地位向上の妨げになると考えるからである。例えば女性の最低賃金や長時間労働を規制する法律は、雇用者から女性を雇用しようというインセンティブを奪い、結果として女性の収入の減少につながるようにだ。しかし、「妊娠・出産」など女性特有な事情は無視することはできず、こういった男女の違いに重点を置こうとする「男女異質論」と、あくまでも男女の平等を求める「男女同質論」があり、フェミニストの中で思想の違いを生んでいる。

⁵⁷ 1940 年から当事者適格が広く認められるようになったことや、司法部に法令審査権が与えられていることから、裁判所が大きな政治力を持っているように見える、もしくは政治的問題が司法部に持ち込まれることが他の国に比べて多いと言えるだろう。また、最高裁から違憲の判決が下った件数は、1960 年から 69 年 149、70 から 79 年 193、80 から 89 年 162、90 から 99 年 61 件である。Baum, 2001, 前掲書、p.199 の表から。

⁵⁸ Brown v. Board of Education, 347 U. S. 483 (1954), 349 U. S. 294 (1955)

⁵⁹ ハミルトン、ジェイ、マディソン「ザ・フェデラリスト」『世界の名著 40』責任編集松本重治、中央公論新社、p.416

⁶⁰ McCloskey Robert G. The American Supreme Court Third Edition, The University of Chicago Press 2000, p.234

⁶¹ O' Connor, 1996, 前掲書、p.53

【参考文献】

- * Apple R.W. Steady Local Gains by Women Fuel More Runs for High Office New York Times May 24, 1992 pg. E1
- * Baum Lawrence The Supreme Court seventh edition CQ Press Washington DC, 2001
- * Berman Larry and Murphy Bruce Allen, Approaching Democracy Prentice Hall, New Jersey, 2003
- * Brendan Koerner, Do judges Read Amicus Curiae Brief? 2003 Microsoft Corporation Slate Magazine 2003 Apr 01
- * Dom Bonafede, Women's Movement Broadens the Scope Of Its Role in American Politics National Journal Dec. 11 1982
- * Epstein Lee, and Rowland C. K., Debunking the Myth of Interest Group Invincibility in the Courts, The American Political Science Review, Volume 85, Issue 1 (Mar. 1991), pp.205-217
- * George Tracey E. and Epstein Lee Women's rights litigation in the 1980s: more of the same? Judicature Vol.74, 6 April-May, 1991
- * Herrnson paul S., Clyde Wilcox, and Shaiko Ronald G., Interest Groups at the Dawn of a New Millenium, The Interest Group Connection Electioneering, Lobbying, and Policymaking in Washington, 1998 New Jersey p.327
- * Jerald A. Jacobs, Kelvin J. Landy The Supreme Court's New Rule on Amicus, Association Management April 1997 p.87
- * Kearney Joseph D. and Merril Thomas W., The Influence of Amicus Curiae Briefs On the Supreme Court, University of Pennsylvania Law Review Vol. 148: 743 2000
- * Kolbert Kathryn The Webster Amicus Curiae Briefs: Perspectives on the Abortion Controversy and the Role of the Supreme Court, Introduction: Did the Amici Effort Make a Difference? American Journal of Law & Medicine Vol. 15 Number 2 & 3 1989
- * McCloskey Robert G. The American Supreme Court Third Edition, The University of Chicago Press 2000
- * McGlen Nancy E., O'Connor Karen, Assendelft Laura van, and Gunther-Canada Wendy, Women, Politics, and American Society , New York, 2001
- * Morrison Alan and Katzmann Robert A. The Interest Group Connection Electioneering, Lobbying, and Policymaking in Washington, 1998 New Jersey p.318
- * O'Connor Karen, Litigation Strategies and Policy Formulation: An Examination Of Organized Women's Groups Use Of The Courts, 1869-1977 State University of New York At Buffalo 1979
- * O'Connor Karen and Epstein Lee, Public interest law groups: institutional profiles New York : Greenwood Press , 1989
- * O'Connor Karen, No Neutral Ground? Westview Press 1996
- * O'Connor Karen "Lobbying the Justices or Lobbying for Justice?" The Interest Group Connection Electioneering, Lobbying, and Policymaking in Washington, 1998 New Jersey p.286

-
- * Rosenberg Gerald N., *The Hollow Hope Can Courts Bring About Social Change?* The University of Chicago, Chicago and London, 1991
 - * Spriggs James F. , Wahlbeck Paul J., *Amicus Curiae and the Role of Information at the Supreme Court*, *Political Research Quarterly*, Volume 50, Issue 2 (Jun., 1997), pp.365-386
 - * *ABA is a Cautious amicus* *Anonymous ABA Journal* Chicago Nov 1996 vol. 82 pg 48, 1 pg
 - * *NOW Legal Defense and Education Fund Annual report* 1998, 2000, 2001
 - * *In Brief*, *NOW Legal Defense and Education Fund's Newsletter*
 - * *Opinion of the Court / Brief of Women's History Scholars Alice Kessler-Harris, Linda Kerber et al., In Support of Respondents / Defendant's Brief Of "Nevada Human Resources v. Hibbs"*
 - * *Opinion of the Court/ Brief Amici Curiae of the American Civil Liberties Union, The National Education Association, People for the American Way, The Newspaper Guild, The National Writers Union, and The Fresno Free College Foundation/ Brief for Appellees Of "Webster, Attorney General of Missouri, et al. v. Reproductive Health Service et al. (492 U.S. 490)"*
 - * 阿部齊、久保文明『国際社会研究 現代アメリカの政治』放送大学教育振興会、2002年
 - * 有賀夏紀『アメリカ・フェミニズムの社会史』勁草書房、1988年
 - * 伊藤正巳「Amicus Curiaeについて」『裁判と法（上）』菊井先生献呈論集、p.133
 - * 内田満『変貌するアメリカ圧力政治 その理論と実際』三嶺書房、1995年
 - * 大越康夫『アメリカ連邦最高裁判所』東信堂、2002年
 - * 神長百合子「フェミニズムによる方実践」『アメリカ法』1998[2]、日米法学会
 - * 進藤久美子『ジェンダー・ポリティックス 変革期のアメリカの政治と女性』新評論、1997年
 - * 田中英夫『Basic 英米法辞典』東京大学出版、1993年
 - * 田中英夫『英米法総論（上）（下）』東京大学出版、1980年
 - * 根本猛「人工妊娠中絶とアメリカ合衆国最高裁判所(1)(2)(3)」『法政研究』1996年9月創刊記念論文集、p.39、1997年2月平野克明先生退官記念論文集、p.289、1997年11月2巻2号、p.41、静岡大学
 - * 森川金寿「裁判所の民主的コントロール アミカス・キュリイについて」
 - * アメリカ自由人権協会『女性は裁判でどうたたかうか The Rights Of Women』和訳会、川西渥子、後藤安子、山口明子、教育資料出版会、1997年
 - * ウィリアム・H・レーンクイスト『アメリカ合衆国最高裁 過去と現在』根本猛訳、心交社、1992年
 - * ハミルトン、ジェイ、マディソン「ザ・フェデラリスト」『世界の名著 40』責任編集松本重治、中央公論新社
文献検索は、Lexis Nexis、ASAP、Pro-Quest を使って行った。

お力き.....岡田美穂

題材決めは、本当に難しかったです。留学していた 1 年間、なんとなく考えてはいたのですが、全く思いつかず、先生に相談させていただいた時に、「Amicus Curiae」と提案していただいて、「書けるかもしれない」と、飛びついてしまいました。自分で Amicus Curiae についての文献を探し、「やはり、面白そうだ」と思った時点でこれを題材にすることは決めましたが、このような内容にしようという、全体像ができたのは、第 1 章を書き始めた後でした。初めは、最高裁判所について、1 章割く予定でしたが、終章で要点だけを述べることにしました。結果的に、この時点で、女性団体の法実践についても重要な点のみを残し、余計なところを大部分削ってしまったことは、正解だったと思います。

留学中に「Amicus Curiae」が出てきたのは、最高裁判所の授業の時はもちろん、メディア政策の授業で FCC について学習している時です。教授が「わかりにくい制度だけど」と言いながら、何度か言及していたこともあり、Amicus Curiae 自体を詳しく授業で取り上げることはありませんでしたが、気にかかっていた制度でした。

卒論は、2 年間勉強して得た、アメリカ政治の知識を全て動かし、女性団体と、最高裁判所について、本当に自分の興味に従って研究し、論文を書くことができたことに、満足しています。特に 1 年間の留学の集大成になったと感じることは、嬉しいですが、しかし、自分の興味のある分野だけを勉強していたので、偏った視野になってしまったことが危惧されます。

Amicus Curiae に期待していることなどを、実際に女性団体に聞くことができれば、もしくは、それが団体の言葉で書かれているものを見つけたかったのですが、リサーチ能力不足で、至りませんでした。自分のリサーチ能力が足りないこと、また、深く問題を掘り下げることはできても、大きな視野で問題を捉える能力が欠けていることがわかりました。

論文執筆において、何よりも有益だったことは、久保先生をはじめ、ゼミ生から批評をいただいたことです。正直、批評をいただくまでは、どのように手直すべきなのか自分自身でよくわからず、修正の指針をいただかなければ、第一稿から発展させることは不可能だったろうと思います。

英語の資料は、特に判決文など理解に苦しむことが多くあり、もしかしたら、誤訳をしているかもしれないと、心配な部分はありますが、本当に自分の興味に従って文献を読んだので、読むことは楽しめました。しかし、書く作業はやはり苦痛です。特に、もしこれを、英語で執筆していたらと考えると、やはり引用ばかりの論文になってしまったのではないのでしょうか。もっと、一次資料にあたり、自分の研究成果を論文にできるようにしたいです。

最後になりましたが、題材決めから修正まで、久保先生のご指導なしではたどりつけませんでした。本当に、ありがとうございました。

岡田美穂君の論文を読んで

【末木由紀】

アメリカにおいて様々な利益団体が議会などの場で活躍し、影響力を行使していることは知っていたが、司法の場でどのようにして意見を述べていたのか具体的な方法に関しては殆ど知識が無かったので、本論分で議論されている Amicus Curiae 陳述書という制度は、私にとって新鮮なものでした。Amicus Curiae の先行研究にてその影響力を明示する結果が得られなかったのに対して、本論分にて数字化までは出来なかったものの、制度の判決への影響力を十分に紹介できている点で意義ある論文だと感じました。

形式的にも非常によくまとまっていて、秩序立った構成になっているので読みやすかったと思います。特に次の章で何を述べ、明らかにするのかが明示されていた点が論文をわかりやすくしていました。また、丁寧な註も論文の趣旨を理解するのに役立ち、馴染みのないテーマであっても読み進めることができました。

本論分で多少加えても良いかと感じたのは、女性団体が Amicus Curiae を利用し始めたころの過程や方法に関する部分です。以前「女性団体は金銭的にも人材的にも訴訟を起こすことが難しかったため、この制度を利用し始めた」ことが述べられ、2 章 2 節にてテスト・ケースのことに触れているが、どのような経緯で制度を利用し始めることができたのかなど少し説明を補うととても興味深いと思います。

また、レーガン政権にて裁判官まで保守化したにもかかわらず、女性団体が勝利を収めた理由に、積極的な訴訟への関与と団体同士の協力を挙げているが、この二点だけが理由だったのか疑問に思いました。保守的な政権になり、裁判所および裁判官まで保守化された時代に、どうして積極的関与が可能であり、団体が協力することによってとにより効果的な役割を果たすことが出来たのか具体的に知りたいと思いました。

もうひとつ気になった点は、2 章 2 節の最後の部分で述べられている、フェミニズムが寧ろ「女性の地位向上への障害になる可能性」があるということです。ここではフェミニズムの多様性により内部分裂する恐れに関する記述だと考えられるのですが、もう少し説明が欲しいところだと思います。個人的に思うことは、女性の権利が認識された現在、女性団体が法廷に働きかけること自体が女性を男性と差別視し、女性の地位向上への障害になるのではないかということです。これとはまた違った意味での「障害になる可能性」なのではないでしょうか。この部分に関する説明を付け加えていただければ嬉しく思います。

【和田紘】

Amicus Curiaeという聞き慣れないアメリカの司法制度は、合宿での中間報告から私の興味を引くテーマであった。本来独立性の強く期待される司法部門においても、アメリカでは様々なアプローチの方法が認められている。その一つがこのAmicus Curiaeだが、ここに着目するあたりは、さすが岡田さんと言わねばならないだろう。特に、過去50年間に800%もの割合で激増しているAmicus Curiaeの制度は、アメリカ社会のあり方の根底を見つめるのに非常に有意義なテーマ設定だと思われる。

岡田さんの論文によれば、Amicus Curiaeの本来の役割は裁判における公正な判断を補助するというものであったが、司法積極主義の充実した60年代、70年代以降、司法部に働きかけるロビー活動の一手段としての役割がより強くなっているとの指摘があった。この司法部に働きかける機能としてのAmicus Curiaeの重要性が岡田さんの論文テーマにおける意識の根底にあるのであろう。テーマ設定、時代の移り変わりから制度の役割と影響力の変遷を割り出していくという構文の見事さに、ただ感心するばかりである。

そして何より、リベラル派の女性団体に焦点を当てることで、岡田さんの経験を活かしつつ、主張に具体的なデータを付与していくことに成功しており、読者としても読み易く感じた。

ここで幾つか気になった点を挙げるとすれば、Amicus Curiae提出数の伸びと判決に対する効果を分けて考える必要があるだろう、ということである。高額な弁護士費用を抑えつつ、弁護士による活動と同じ程度の効果を伴って司法部に働きかける手段としてAmicus Curiaeが用いられているのだろうが、岡田さんも論文の最後で述べているように、Amicus Curiaeが直接に判決に及ぼした影響を数字で計るのは難しいのではないと思われる。欲を言えば、ロビー活動をする団体にとっては、弁護士を雇うよりAmicus Curiaeがいかにか経済的であるかを数字で示すことができれば訴訟を起こす団体がAmicus Curiaeを多用する根拠が生まれるのではないだろうか。このことで、Amicus Curiae提出数が激増する背景として団体側はその経済性に重きを置いているのか、またはその判決に対する影響力に期待しているのかを判断する余地が生まれるのではないだろうか。

ただそうは言っても、岡田さんは既に説得力のある一文を置いている。それによれば、訴訟を起こす団体同士の協力を引き出すことにAmicus Curiae提出の意義が含まれるということである。この点、岡田さんはAmicus Curiae制度により生じる効果を包括的に論じている裏づけであり、深い洞察力のある素晴らしい論文であることに疑いはない。深いテーマ設定を基に論文を書き上げた岡田さんに対して、同期として最大限の敬意を表し、論文の感想を締めくくりたい。

【川口洋介】

岡田さんの論文はまず、注の多さに圧倒される。その数53個。注を見るだけで岡田さんがいかに丁寧に調査し、資料を解釈していったのかがわかる。

また、テーマの独自性、英語文献の充実振りも特筆する必要がある。Amicus Curiaeは日本ではほとんど知られていない制度であり、研究も少ない。このため先行研究がアメリカのもの中心となるのは当然なのかもしれないが、これ程の英語文献に取り組むのは簡単なことではない。この姿勢は私も見習わなければならない。

読後の感想としては、非常に読みやすい構成になっていると感じた。第1章で利益団体と裁判所の関係についてAmicus Curiaeを中心に説明した後、論文の中心である女性団体と法的戦略に具体的に移っていく。第1章でわかりやすく利益団体と司法の関係、Amicus Curiaeの役割等について一通り述べられており、その後の具体的な問題・議論にも違和感なく入っていくことができた。

また、Amicus Curiaeの影響を数字以外の手段で表すことは難しかったと思う。しかし、この点について、女性団体の相互協力を引き出した等、しっかりとした説明で議論が展開されており、説得力のある論文に仕上がっていると感じた。

この論文の改善点を挙げることは非常に難しいが、あえて指摘するのであれば、裁判において重要な役割を果たすとされている訟務長官についての説明が不十分な印象を受ける。本文より大変重要な役職であることが伺えるが、組織上どの立場にあるのかわからない。組織図を資料として付けることにより、簡潔に解りやすく説明が可能となるのではないだろうか。

さらに、第2章第2節ではケーススタディーとしてNOW Legal Defense and Education Fundが取り上げられているが、少し具体性が足りないように感じる。NOW LDEFの組織的特徴、団体にとってのAmicus Curiaeの意義についてはよくわかる。同団体がどのような組織と協力関係にあり、また現在どの程度の訴訟に関わっているかも明らかにされている。これに実際の訴訟をひとつ取り上げることで、Amicus Curiaeの作成過程、他団体との関係の構築、判決への影響をより具体的にみることができ、Amicus Curiaeの役割をひとつの流れの中でより明確に理解することが可能となるのではないだろうか。

数字で計ることのできないAmicus Curiaeの影響力を論述することは容易ではなかったはずである。しかし、筆者の巧みな説明により、説得力のある素晴らしい論文に仕上がっていることに再度言及して、批評を締めたいと思う。